

## 令和5年9月の相談件数

項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
苦情	63	70	59	49	62	51							354
問い合わせ	7	3	6	5	5	4							30
要望	0	0	0	0	0	1							1
計	70	73	65	54	67	56	0	0	0	0	0	0	385
(前年度計)	(71)	(53)	(66)	(69)	(66)	(69)	(75)	(63)	(58)	(63)	(58)	(80)	(791)

## 多重債務相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
相談件数	8	4	7	2	2	4							27
(前年度)	(3)	(3)	(6)	(6)	(6)	(3)	(5)	(2)	(5)	(2)	(0)	(4)	(45)

## 年代別相談件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
20歳未満	1	2	0	1	1	1							6
20歳代	11	5	8	2	4	8							38
30歳代	7	4	7	8	5	3							34
40歳代	10	11	11	7	11	6							56
50歳代	9	14	8	8	15	9							63
60歳代	12	8	6	7	11	15							59
70歳以上	12	21	19	17	13	12							94
その他・不明	8	8	6	4	7	2							35
計	70	73	65	54	67	56	0	0	0	0	0	0	385

## 今月の相談事例

1年前整体院で初回カウンセリングを受けた時に回数券の期限はないと言われ、2千円位安くなる5万円の回数券を購入した。2回目に行った時に回数券は使えず2千円位を払った。その帰り運転できないくらい足が痛くなり、病院で診てもらおうと不調は病気が原因と分かった。整体院に回数券を返したいと電話したら、規約に記載があるので返金できないと言われた。最近になり諦めきれず何度かメッセージアプリでも伝えたが回答は同じだった。購入時に期限はないと言われただけで返金できないと聞いていないし、規約の書面ももらっていない、一度も使っていないので返金して欲しい。

## センターからのアドバイス

整体院で初回施術後に回数券がお得と勧められ、効果も曖昧なまま高額な回数券を購入する場合があります。解約したい場合の条件や返金額などについては、原則整体院が設定した約款に従うこととなりますが、その条件が消費者に著しく不利になる場合は、無効となる可能性があります。事例の場合は回数券の有効期限はなく未使用なため、必要に応じて医師の診断書の提出をし交渉することとなります。